

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 石人

さいたま市規則第14号

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則（平成30年さいたま市規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="172 927 775 1155"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所</td></tr><tr><td><u>建設局建築行政部北部建築指導課</u></td></tr><tr><td><u>建設局建築行政部建築審査課</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所	<u>建設局建築行政部北部建築指導課</u>	<u>建設局建築行政部建築審査課</u>	[略]	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="839 927 1442 1155"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所	[略]
[略]									
都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所									
<u>建設局建築行政部北部建築指導課</u>									
<u>建設局建築行政部建築審査課</u>									
[略]									
[略]									
都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所									
[略]									

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。